

南魚沼市渇水対策支援の流れ

梅雨時期の少雨、干天による渇水状況が続き、農作物に生育不良などの被害が想定されることから、市では令和8年7月27日以降に農業用水渇水対策として実施した経費等を支援することとし、南魚沼市役所農林課及び土地改良区を相談窓口として補助金支給を実施します。

1. 支援対象期間
令和8年7月27日以降に実施し、令和8年8月31日までに完了した経費

2. 支援対象者
行政区、農家組合、水利組合、その他当該事業における市長が認める団体 ※個人は対象外です。

3. 支援内容

支援対象	支援内容	支援方法
公共消雪用井戸(市)	・公共消雪用井戸(市)の使用に関する費用 ・公共消雪用井戸(市)の稼働に係る発電機のリース料、燃料費及び設置工事費 ・通年契約になっている公共消雪用井戸(市)を商用電力で稼働した際の農業用水確保に使用した電気代(基本料金除く)の内の事業者負担分。 ・仮設送水管設置等の工事費 ・その他用水確保のために必要な経費で市長が特に認めたもの	経費に対して補助率に応じて補助する。 補助率:90%以内
公共消雪用井戸(県)	・公共消雪用井戸(県)の使用に関する費用 ・公共消雪用井戸(県)の稼働に係る発電機のリース料、燃料費及び設置工事費 ・仮設送水管設置等の工事費 ・その他用水確保のために必要な経費で市長が特に認めたもの	経費に対して補助率に応じて補助する。 補助率:90%以内
その他農業用水確保に係る経費	・農業用水確保用に使用した発電機および仮設ポンプ等のリース料、燃料費および消耗品等の資材購入費（人件費は除く） ・個人等の井戸の電気料で明確に農業用水確保に使用した電気代(基本料金除く)。 ・ミキサー車等で水を運搬した経費 ・農業用水確保の工事等に使用した機械等のリース料 ・その他用水確保のために必要な経費で市長が特に認めたもの	経費に対して補助率に応じて補助する。 補助率:90%以内

4. 注意事項

- ・基本的に補助金の申請は1回限りです。全ての支払い終了後、受領書や写真等の添付資料を揃え、管轄の土地改良区で申請をしてください。書類に不備や不正があった場合は補助対象外となりますのでご注意ください。
- ・公共消雪用井戸(市)、公共消雪用井戸(県)については、井戸の電気の使用ができません。使用する場合は発電機を使用してください。(稼働に係る発電機のリース料、燃料費及び設置工事費に係る経費は、補助対象となります。)

裏面あり

農業用水渇水対策支援事業を実施する前に
南魚沼市（農林課 773-6663）に連絡

農業用水渇水対策実施申請者

行政区、農家組合、水利組合、
その他当該事業における市長が認める団体

①

補助金申請
（申請者ごと）



南魚沼市（農林課）・土地改良区

申請書、添付書類等を確認・精査し、各申請者からの申請書を受理。



②

交付決定



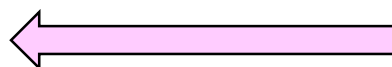
③

実績報告、補助金請求
※領収書、工事写真等添付
（申請者ごと）



④

補助金交付



南魚沼市（農林課）

・事業者から提出があった申請書、各土地改良区経由で提出があった申請書（南魚沼市産業振興事業等補助金様式）の内容を精査し、補助金の交付の可否を判断して通知。

・実績報告書を受理し、領収書、工事写真等を確認、精査。不備がなければ事業者へ補助金を交付する。